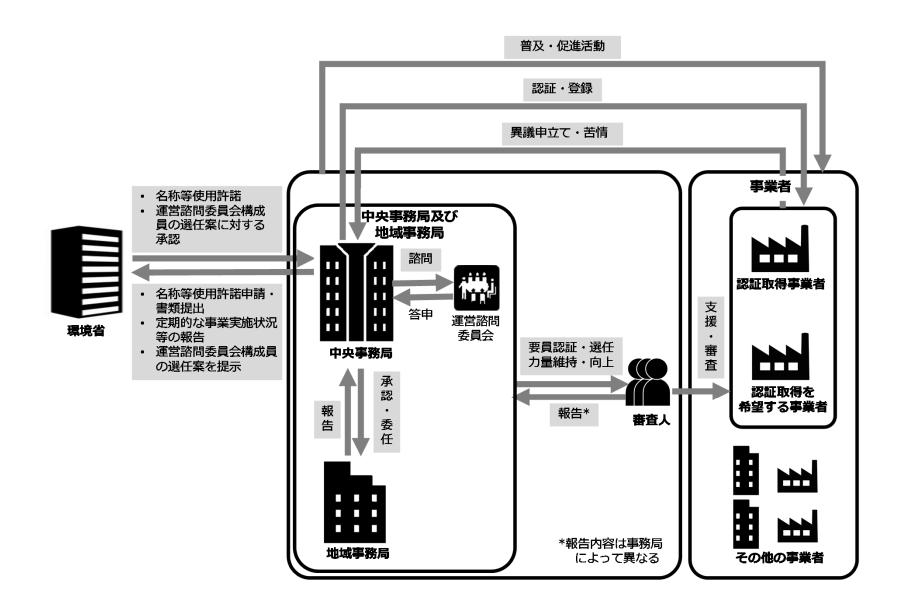
## 審査人の名称について

名称案 (英語表記)		審 <b>查人</b> (auditor)	支援・審査員 (?)	審査員 (auditor)
	対外的	_	0	_
意 <b>見</b> •	イメージ	従来のまま	支援を受けられるという事 業者メリットが名称自体で 訴求できる	×
	イメージの 刷新	_	0	Δ
		従来のまま	イメージの刷新が狙える	イメージの刷新が狙える
事務局検討案		×	0	0
	改訂版第二章 との整合	新たな制度運営体制(中 央事務局からの委託) に名称がそぐわない	独立した個人ではなく、組織・制度に属した「要員」 (中央事務局からの委託) として捉えることができる	独立した個人ではなく、組織・制度に属した「要員」 (中央事務局からの委託) として捉えることができる
	その他		支援を行うことで審査(第 三者認証)の公平性に疑問 が投げかけられる可能性が ある	

## 改訂版第2章のイメージ図



### 改訂版第二章における審査を実施する主体に係る記述 (抜粋)

### 1. 要件適合

審査人は、中央事務局が策定した力量等に基づく適合要件に基づき、中央事務局から要員認証 を得なければならない。

#### 2. 権限

審査人は、中央事務局または地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環境への取組に関する支援を実施する権限を有する。

# 審査人の名称について(地域事務局からのコメント)-1

1. 支援の是	非について(公平性について)			
1-1	現行規定では、審査人は「審査」を行い、審査中は指導・助言を行う義務を負っており、すでに周知されている。「支援」は社会的にはコンサルタント業務に該当する。であれば、今回の案によると担当審査人に「マッチポンプ」の役割を担わせることになり、審査の基盤が根底から揺らぐ。現行制度では、審査人は地域事務局から選任されて審査に従事する。両者の間には具体的な契約は交わされず、しかも次回審査を担当する保障は一切ない。このことから、担当審査人は中央・判定委員会の判定への対応を終えた時点で、当該審査に関する義務を果たしたことになる。従って、その審査人)に審査を担当した事業者への「支援」を義務付ける根拠はないので、この文言を削除することを提案する。			
1-2	「審査人」を「支援・審査員」に改称するならば、審査時以外にも支援ができることをもっとハッキリさせてもらいたい。 あわせて、審査人の守るべき条項(倫理規程)の見直しも必要ではないか。			
1-3	認証取得事業者に対する支援は、特に取得後1〜2年や内部監査教育等必要です。審査人は、現地審査後1年間は事業者の要請により支援出来る様、審査人倫理規定を改訂して下さい。			
2. 詳細な支援内容について				
2-1	「事業者への取組に関する支援」は具体的に内容を示すべき。			
3. 支援のタイミングについて				
3-1	審査終了後、次回審査開始までの期間に審査人が事業者のコンサルでないフォローをある程度認めてほしい。			
3-2	現在、審査は「書類審査」より「終了会議」までと定めています。かりに「支援・審査員」とした場合、「支援」はどの時点で行われるのか、疑問があります。			
3-3	今回の改訂において、随所に審査人の支援が明記されています。ここ〔中央事務局へのCO2排出量報告〕だけ「審査人のサポートのもと」を入れる必要はない。			

# 審査人の名称について(地域事務局からのコメント)-2

4. 制度全体での位置づけについて				
4-1	審査人を要員認証とした意図の説明が欲しい。			
4-2	現在「個人」である「審査人」を何らかの形で企業、その他の法人に所属するISO14001の「審査員」と同一呼称とした意味が明確でありません。			